

屋外広告業登録 質疑応答集

令和5年4月

茨城県土木部都市局

都 市 計 画 課

- この質疑応答集は、茨城県屋外広告物条例に基づく屋外広告業登録手続きを円滑に行うことを目的として作成したものです。
- 質問については可能な限り簡略化したため、回答についても一般的なものを記載しています。
したがって、個別の事例において、記載の内容と異なる判断をする場合もありますので、予めご了承ください。
なお、手続きについて、判断に迷うものがある場合は、茨城県土木部都市局都市計画課(029-301-4579)までお問合せください。

目 次

【屋外広告業登録制度の概要】

- [Q 1 屋外広告業の登録制度とはなにか。](#)
- [Q 2 屋外広告業登録は、どのような場合に必要となるか。](#)
- [Q 3 茨城県内に営業所を持っていないが、屋外広告業登録は必要か。](#)
- [Q 4 茨城県の屋外広告業登録を受けたが、水戸市でも登録を受ける必要があるか。](#)

【登録手続き】

- [Q 5 登録手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 6 登録できない場合はあるか。](#)
- [Q 7 登録は何年間有効か。](#)

【更新手続き】

- [Q 8 更新手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 9 更新手続きはいつまでに行えば良いか。](#)

【変更手続き】

- [Q 10 商号、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）に変更があった場合、手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 11 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地に変更があった場合、手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 12 法人の役員の新任、退任、役員の変更があった場合、手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 13 業務主任者に変更があった場合、手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 14 未成年の法定代理人の氏名及び住所に変更があった場合、手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 15 変更手続きはいつまでに行えば良いか。](#)
- [Q 16 役員の現住所が変更になったが、変更手続きは必要か。](#)
- [Q 17 取締役間及び代表取締役間の異動であっても、変更手続きは必要か。](#)

【廃業手続き】

- [Q 18 廃業手続きに必要な書類は。](#)
- [Q 19 廃業手続きは、どのような場合に必要となるか。また、いつまでに行えば良いか。](#)

【各手続きの申請の仕方】

(申請方法について)

- Q20 各手続きの申請方法は。
- Q21 各手続きの申請先は。
- Q22 申請書等の提出は郵送でも良いか。
- Q23 各手続きの様式はどこでもらえるか。

(各申請書について)

- Q24 各申請書への押印は必要か。
- Q25 各申請書の提出部数は何部か。
- Q26 各申請書について、受付印が押印された副本の返却は可能か。
- Q27 各申請書について、法人の場合、非常勤の取締役も記載が必要か。

(誓約書について)

- Q28 誓約書への押印は必要か。
- Q29 法人の場合、誓約書は役員全員分必要か。

(住民票について)

- Q30 住民票はコピーでも良いか。
- Q31 住民票の発行日はいつまで前のものなら良いか。
- Q32 住民票は本籍地が入っていないものでも良いか。
- Q33 住民票にマイナンバーは必要か。

(履歴事項証明書について)

- Q34 履歴事項証明書はコピーでも良いか。
- Q35 登記事項証明書の発行日はいつまで前のものなら良いか

(屋外広告物講習会修了証について)

- Q36 屋外広告物講習会の修了証書を紛失したが、再発行は可能か。
- Q37 屋外広告物講習会の修了証書の記載内容（住所等）に変更があったが、再発行が必要か。

(営業所について)

- Q38 営業所について、茨城県内に営業所を有していないが、どう記載すれば良いか。

(業務主任者について)

- Q39 業務主任者として、他県で開催された屋外広告物講習会の修了者を選任することはできるか。

Q40 業務主任者について、他の営業所と兼任することは可能か。

(登録手数料について)

Q41 登録手数料はいくらか。

Q42 収入証紙はどこで販売しているのか。

【その他】

(登録通知の再発行について)

Q43 登録通知の再発行は可能か。

(手続きの所要時間について)

Q44 手続き完了までどのくらい時間がかかるか。

(電子申請について)

Q45 各手続きを電子申請で行うことは可能か。

Q46 登録手数料は電子納付できるか。

(相続人の事業承継)

Q47 個人事業者で、相続人が事業を承継する場合に必要な手続きは。

(登録情報の失念)

Q48 登録年月日、登録番号を忘れてしまった。

(更新手続きの失念)

Q49 更新の申請を行わないまま登録の期間を満了してしまった。

(罰則・取消・営業停止)

Q50 無登録で屋外広告業を営んだ場合など、罰則はあるか。

Q51 登録を取り消されたり、営業停止命令をされることはあるか。

(屋外広告物の許可との関係)

Q52 屋外広告物の許可の申請先についても、県で良いか。

【屋外広告業登録制度の概要】

Q 1 屋外広告業の登録制度とはなにか。

A 1

- 茨城県では、屋外広告物の適正な表示を推進するため、平成 18 年から屋外広告業の登録制度を導入しています。
- 茨城県内（水戸市を除く。）で屋外広告業を営む者は、茨城県知事の登録を受ける必要があります。

Q 2 屋外広告業登録は、どのような場合に必要となるか。

A 2

- 茨城県内で屋外広告物の表示等を希望する者（広告主）からその工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う場合に、登録が必要となります。
- その際、個人又は法人の別、及び、元請け・下請け等の立場や形態の如何は問わず、また、看板業や広告代理業等を営む場合でも、広告主の注文に応じて広告物等の表示又は設置を行うのであれば、登録が必要となります。

Q 3 茨城県内に営業所を持っていないが、屋外広告業登録は必要か。

A 3

- 茨城県内に営業所を有しない事業者でも、県内で屋外広告物の表示等を受注して行うときは、登録が必要です。

Q 4 茨城県の屋外広告業登録を受けたが、水戸市でも登録を受ける必要があるか。

A 4

- 登録は必要です。
- なお、茨城県の登録を受けた屋外広告業者が水戸市でも登録を受ける場合には、添付書類や登録申請手数料が不要な「特例届出」制度を活用することができます。
- 詳しくは水戸市の都市計画課にお問合せください。

【登録手続き】

Q 5 登録手続きに必要な書類は。

A 5

- 登録手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 登録申請書（様式第 17 号）
 - ・ 誓約書（様式第 18 号）
 - ・ 住民票の抄本（コピー可）
 - ※ 申請者が個人の場合又は法定代理人が個人の場合。マイナンバーの記載がないもの。
 - ・ 登記事項証明書（コピー可）
 - ※ 申請者が法人の場合、申請者が未成年で法定代理人がいる場合。
 - ・ 業務主任の資格を証する書面の写し（屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証、技能検定合格証（広告美術仕上げ）、職業訓練指導員免許証（広告美術科）、職業訓練課程（広告美術科）の修了証）
- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q 6 登録は何年間有効か。

A 6

- 登録は 5 年間有効です。
- なお、有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、満了日の 30 日前までに登録の申請をしてください。

Q 7 登録できない場合はあるか。

A 7

- 登録申請書等に虚偽の記載や記載漏れがあるとき、又は申請者が以下のいずれかに該当するときは、登録できません。
 - ① 登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者
 - ② 登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であった者（その取消の日の30日以内にその法人の役員であった者に限る。）で、その取消の日から2年を経過していないもの
 - ③ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ④ 茨城県屋外広告物条例、他の都道府県、政令指定都市及び中核市の屋外広告物法に基づく条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行猶予期間の満了日から2年を経過しない者
 - ⑤ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から④のいずれかに該当する者
 - ⑥ 法人で、その役員のうち①から④のいずれかに該当する者があるもの
 - ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選定していない者

【更新手続き】

Q 8 更新手続きに必要な書類は。

A 8

- 更新手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 登録申請書（様式第 17 号）
 - ・ 誓約書（様式第 18 号）
 - ・ 住民票の抄本
 - ※ 申請者が個人の場合
 - ・ 履歴事項証明書
 - ※ 申請者が法人の場合、申請者が未成年で法定代理人がいる場合
 - ・ 業務主任の資格を証する書面の写し（屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証、技能検定合格証（広告美術仕上げ）、職業訓練指導員免許証（広告美術科）、職業訓練課程（広告美術科）の修了証）

- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q 9 更新手続きはいつまでに行えば良いか。

A 9

- 登録の有効期間の満了日の 30 日前までに登録の申請をしてください。

【変更手続き】

Q10 商号、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）に変更があった場合、手続きに必要な書類は。

A10

- 手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 19 号）
 - ・ 誓約書（様式第 20 号）
 - ・ 個人の場合は住民票の抄本（コピー可。マイナンバーの記載がないもの）、法人の場合は履歴事項証明書（コピー可）

- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q11 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地に変更があった場合、手続きに必要な書類は。

A11

- 手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 19 号）
 - ・ 誓約書（様式第 20 号）
 - ・ 履歴事項証明書（コピー可）
 - ※ 商業登記簿に支店・営業所等の情報を登記している場合に限る。

- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q12 法人の役員の新任、退任、役員の変更があった場合、手続きに必要な書類は。

A12

- 手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 19 号）
 - ・ 誓約書（様式第 20 号）
 - ・ 履歴事項証明書（コピー可）

- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q13 業務主任者に変更があった場合、手続きに必要な書類は。

A13

- 手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 19 号）
 - ・ 誓約書（様式第 20 号）
 - ・ 業務主任者の資格を証する書面の写し

- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q14 未成年の法定代理人の氏名及び住所に変更があった場合、手続きに必要な書類は。

A14

- 手続きに必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 19 号）
 - ・ 誓約書（様式第 20 号）
 - ・ 法定代理人が個人の場合は住民票抄本（コピー可。マイナンバーの記載がないもの）、法人の場合は履歴事項証明書（コピー可）

- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q15 変更手続きはいつまでに行えば良いか。

A15

- 登録事項に変更のあった日から 30 日以内に届出をしてください。

Q16 役員の現住所が変更になったが、変更手続きは必要か。

A16

- 変更手続きは不要です。
- 事業所及び営業所の所在地が変更になったときのみ必要になります。

Q17 取締役間及び代表取締役間の異動であっても、変更手続きは必要か。

A17

- 変更手続きが必要です。
- 確認書類として履歴事項証明書を添付してください。

【廃業手続き】

Q18 廃業手続きに必要な書類は。

A18

- 廃業手続きに必要な書類は、屋外広告業廃業届出書（様式第 19 号の 2）です。
- 様式の電子データは、下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

Q19 廃業手続きは、どのような場合に必要となるか。また、いつまでに行えば良いか。

A19

- 次のいずれかのときに、括弧内の者から、その日から 30 日以内に届出が必要になります。
 - ① 屋外広告業を営む者が死亡した場合（その相続人）
 - ② 法人が合併により消滅した場合（その法人を代表する役員であった者）
 - ③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合（その破産管財人）
 - ④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合（その清算人）
 - ⑤ 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合（屋外広告業者又は代表であった者）

【各手続きの申請の仕方】

(申請方法について)

Q20 各手続きの申請方法は。

A20

○ 以下の2つの方法があります。

① 窓口への持参または郵送による申請

登録申請書等を都市計画課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の申請窓口へ持参または郵送（※）してください。

※ 登録（更新）申請書については簡易書留、その他の届出は普通郵便で郵送してください。

<申請窓口>

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ

② 電子申請

「いばらき電子申請・届出サービス」を利用した電子申請が可能です。

電子申請を行う場合は、下記から手続きをお願いいたします。

※ 電子申請の場合は、受付印を押印した申請書の副本の返却はできません。

<URL>

「いばらき電子申請・届出サービス」

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ 希望する手続き名に応じて、「屋外広告業登録申請」「屋外広告業登録事項変更届出」「屋外広告業廃業届出」等で検索してください。

Q21 各手続きの申請先は。

A21

- 茨城県土木部都市局都市計画課になります。

<申請窓口>

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ

電話番号：029-301-4579

Q22 申請書等の提出は郵送でも良いか。

A22

- 郵送でも受け付けできます。
- なお、申請書については、簡易書留で郵送してください。なお、変更届及び廃業届は普通郵便で結構です。

<郵送先>

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ

Q23 各手続きの様式はどこでもらえるか。

A23

- 下記の URL（都市計画課ホームページ）からダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

（各申請書について）

Q24 各申請書への押印は必要か。

A24

- 押印不要です。

Q25 各申請書の提出部数は何部か。

A25

- 1部です。
- 副本の返却が必要な場合は、2部送付してください。
なお、手続きが変更、廃業である場合は、返却用封筒（必要額の切手を貼り付けしたもの）を送付してください。
手続きが登録、更新である場合は、通知に同封して返送いたします。

Q26 各申請書について、受付印が押印された副本の返却は可能か。

A26

- 副本の返却が必要な場合は、返却用封筒（必要額の切手を貼り付けしたもの）とともに、正本1部と併せて副本1部を送付してください。
- 電子申請の場合は、受付印を押印した申請書の副本の返却はできません。

Q27 各申請書について、法人の場合、非常勤の取締役も記載が必要か。

A27

- 監査役を除く役員全員の記載が必要です。

（誓約書について）

Q28 誓約書への押印は必要か。

A28

- 押印不要です。

Q29 法人の場合、誓約書は役員全員分必要か。

A29

- 代表者のみで結構です。

(住民票について)

Q30 住民票はコピーでも良いか。

A30

- コピーで手続き可能です。

Q31 住民票の発行日はいつまで前のものなら良いか。

A31

- 申請日の前3ヶ月以内に発行されたものをご用意願います。

Q32 住民票は本籍地が入っていないものでも良いか。

A32

- 本籍地は不要です。

Q33 住民票にマイナンバーは必要か。

A33

- マイナンバーは審査で使用しませんので、マイナンバーの記載がないものをご用意願います。

(履歴事項証明書について)

Q34 履歴事項証明書はコピーでも良いか。

A34

- コピーで手続き可能です。

Q35 登記事項証明書の発行日はいつまで前のものなら良いか。

A35

- 申請日の前3ヶ月以内に発行されたものをご用意願います。

(屋外広告物講習会修了証について)

Q36 屋外広告物講習会の修了証書を紛失したが、再発行は可能か。

A36

- 茨城県の実施した屋外広告物講習会に限り、修了証書の再発行が可能です。
- まずは、茨城県土木部都市局都市計画課（029-301-4579）あて電話で連絡してください。修了証明交付申請書を送付いたします。
- なお、再発行の手数料として400円を徴収いたします。

Q37 屋外広告物講習会の修了証書の記載内容（住所等）に変更があったが、再発行が必要か。

A37

- 屋外広告業登録に際して、必ずしも再発行は必要ではありませんが、希望する場合は再発行が可能です。
- まずは、茨城県土木部都市局都市計画課（029-301-4579）あて電話で連絡してください。修了証明交付申請書を送付いたします。
- 住所、氏名の変更については、住民票等の確認書類の添付が必要になります。
- なお、再発行の手数料として400円を徴収いたします。

(営業所について)

Q38 営業所について、茨城県内に営業所を有していないが、どう記載すればよいか。

A38

- 茨城県内に営業所が所在するか否かではなく、県内外を問わず、茨城県内での営業の拠点となる事務所を記入してください。

(業務主任者について)

Q39 業務主任者として、他県で開催された屋外広告物講習会の修了者を選任することはできるか。

A39

- 他の都道府県、政令市又は中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者であっても、業務主任者として選任することができます。

Q40 業務主任者について、他の営業所と兼任することは可能か。

A40

- 必ずしもその営業所の選任の者である必要はありませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事し得る者を置いてください。

(登録手数料について)

Q41 登録手数料はいくらか。

A41

- 登録手数料は10,000円になります。
- 手続きとしては、登録、更新手続きの際に徴収いたします。変更手続きの際は不要です。

Q42 収入証紙はどこで販売しているのか。

A42

- 茨城県庁及び各合同庁舎内の茨城県庁生活協同組合等で販売しております。
- また、郵送で購入することもできます。詳しくは下記 URL (茨城県庁生活協同組合ホームページ) をご覧ください。

<https://fureai-iks.com/page/page000022.html>

【その他】

(登録通知の再発行について)

Q43 登録通知の再発行は可能か。

A43

- 再発行は可能です。

- まずは、土木部都市局都市計画課 (029-301-4579) あて電話で連絡してください。
登録通知発行依頼書の様式を送付いたします。

(手続きの所要時間について)

Q44 手続き完了までどのくらい時間がかかるか。

A44

- 不備がなければ、申請の受理後2週間以内に通知文を送送します。

(電子申請について)

Q45 各手続きを電子申請で行うことは可能か。

A45

- 各手続きは、電子申請に対応しています。

- 下記から手続きをお願いいたします。
なお、電子申請の場合は、受付印を押印した申請書の副本の返却はできません。

<URL>

「いばらき電子申請・届出サービス」

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ 希望する手続き名に応じて、「屋外広告業登録申請」「屋外広告業登録事項変更届出」「屋外広告業廃業届出」等で検索してください。

Q46 登録手数料は電子納付できるか。

A46

- クレジットカード等を利用した電子納付に対応しております。
- 以下、申請方法に合わせて、手続きしていただきます。
 - ① 「申請書の郵送による申請」で電子納付を希望する場合
 - ・ 登録申請書の収入証紙貼付欄に「電子納付」と明記して、収入証紙を貼付せずに郵送してください。
 - ・ 後日、郵送又は電子メール（※）により電子納付用の受付番号等をお知らせいたしますので、「いばらき電子申請・届出サービス」から申込手続きし、受理のお知らせ後に手数料を納入してください。
 - ※ 電子メールでの案内を希望される方は、登録申請書の余白にメールアドレスを書き入れてください。
 - ② 「電子申請」の場合
 - ・ 登録申請書を電子申請で提出する場合、申請手数料の納付方法は電子納付のみとなります。
 - ・ 納付方法については、「いばらき電子申請・届出サービス」の画面中で案内があります。

（相続人の事業の承継）

Q47 個人事業者で、相続人が事業を承継する場合に必要な手続きは。

A47

- 屋外広告業の登録は一身専属的なものであると解されており、その者の死亡により登録の効力は失われます。
- 相続人がその事業を継承して行おうとするときは、その相続人は新たに登録を受けなければなりません。
- 相続人は、前事業者についての屋外広告業廃業届出書（様式第19号の2）及び登録申請書（様式第17号）を添付書類とともに提出してください。

(登録情報の失念)

Q48 登録年月日、登録番号を忘れてしまった。

A48

- 茨城県土木部都市局都市計画課のホームページに屋外広告業の登録業者の一覧を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

(更新手続きの失念)

Q49 更新の申請を行わないまま登録の期間を満了してしまった。

A49

- 改めて、新規の登録申請が必要となります。
- なお、新たに登録を受けるまでの間は、屋外広告業を営むことはできません。

(罰則・取消・営業停止)

Q50 無登録で屋外広告業を営んだ場合など、罰則はあるか。

A50

- 下記の場合に、懲役（最高2年）又は罰金（最高100万円）などの罰則があります。
 - ・ 登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
 - ・ 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
 - ・ 営業停止命令に違反したとき

Q51 登録を取り消されたり、営業停止命令をされることはあるか。

A51

- 登録を受けた屋外広告業者が以下の事項に該当する場合は、罰則と併せて、登録を取り消されたり、営業の停止を命じられることがあります。
 - ・ 屋外広告物法に基づく条例または条例に基づく処分に違反したとき（違反広告物の表示等）
 - ・ 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
 - ・ 登録拒否事由（業務主任者を欠く等）に該当することとなったとき

(屋外広告物の許可との関係)

Q52 屋外広告物の許可の申請先についても、県で良いか。

A52

- 屋外広告物許可については、広告物を設置しようとする市町村が申請先となります。